解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月二十日をもって総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

大阪府枚方市樋之上町四番一―一〇六号

ネオライフ樟葉マンション管理組合法人

清算人　中川　周一

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年六月十六日和歌山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

和歌山県橋本市高野口町下中一四一―四

清算法人信太村大字下中土地改良区

代表清算人　守内　一泰

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年十一月二十九日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

福岡県田川郡添田町大字添田二一五一番地

清算法人桝田落合土地改良区

清算人代表　樋口　金光

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年五月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

大分県玖珠郡九重町大字町田二三五七番地

宝泉寺生産森林組合

清算人　矢野　政治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市四条通九丁目右三号、最後の住所北海道上川郡東神楽町東一線二号一三番地　聖台病院　被相続人　亡　宮崎　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

事務所北海道旭川市七条通二一丁目一九七二番地二　りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中嶋　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市御成町二丁目二六二番地、最後の住所秋田県大館市有浦三丁目六番五号

被相続人　亡　岩澤ミサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

秋田県大館市字部垂町三七番地二　沼田ビル一〇二号　大館ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　熊谷　克史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港南区港南台二丁目七番地四、最後の住所埼玉県川口市大字赤山三〇九番地ベルドゥムール川口東一〇三号

被相続人　亡　清野　公則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂三―一七―二一高砂武蔵ビル四〇三　高篠・柿沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　一川　知弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込三丁目二七番地、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字内野本郷一一〇七番地　被相続人　亡　杉崎　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂三―一七―二一高砂武蔵ビル四〇三　高篠・柿沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　一川　知弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市松本町一丁目九番地二、最後の住所千葉県銚子市松本町一丁目九番地の二　被相続人　亡　根本　貢伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル六階　きさらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市松本町一丁目九番地二、最後の住所千葉県銚子市松本町一丁目九番地の二　被相続人　亡　根本　貢伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区綾瀬一丁目二三番、最後の住所東京都調布市調布ケ丘一丁目一五番地矢田部荘一〇一　被相続人　亡　安達　秀生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

主たる事務所東京都新宿区四谷三丁目二番地二TRビル七階

相続財産管理人　マザーシップ司法書士法人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市緑ヶ丘三丁目二一番地六、最後の住所東京都羽村市緑ヶ丘三丁目二一番地六　被相続人　亡　水村　利之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

事務所神奈川県横浜市中区弁天通二―二一アトム関内ビル三階　加藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米村　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市勝見一丁目六〇三番地、最後の住所福井市勝見一丁目六番一七号

被相続人　亡　稲垣　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十七日

福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

第26期決算公告　平成29年12月27日

東京都豊島区東池袋三丁目13番3号

ユーレストジャパン株式会社

代表取締役社長　小澤　典裕

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,417,751
	固定資産	35,521
	合計	3,453,272
純資産及び負債の部	流動負債	1,587,010
	（うち賞与引当金）	(68,122)
	固定負債	2,808
	株主資本	1,863,453
	資本金	10,000
	資本剰余金	70,000
	利益剰余金	1,783,453
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,763,453
	（うち当期純利益）	(311,638)
	合計	3,453,272